

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太子町長 沖汐 守彦

市町村名 (市町村コード)	太子町 (28464)
地域名 (地域内農業集落名)	原 (原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月15日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、平成2年4月に原地区営農組合を立ち上げ、運営細則に基づき、個人所有の農機具を利用し耕作を始め、県や町の補助事業を活用しながら、農機具(トラクター・田植機等)を購入し共同利用化を進めている。

また、平成9年度には、圃場整備事業(17ha)が完了し、効率的な農業経営を推進して、現在も引き続き水稻(17ha)の作付けを行っている。

現在は、農作業従事者(40名)や役員(9名)で営農を行っておりますが、今後は高齢化(平均年齢75.6歳)が進み遊休農地の増加や農道、水路の維持管理が困難になる恐れがあり、新たな担い手や新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え、地域全体で農地を効率よく活用していく仕組みを構築することが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在は、水稻作付の単一経営を行っており、今後は、乾田直播やドローン等の活用により、栽培方法や作業の効率化に取り組んで行く。

また、地域を守って行く意識を深め若い世代や女性の方々とのコミュニケーションを図り、早急に後継者を数名育成し、農地の維持管理が出来る体制を構築していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の圃場整備事業が完了した農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地区内の農用地全ての集積が完了している。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
現在営農組合は、任意組織のため、農地中間管理機構の利用が出来ないことから、今後法人化を検討していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
平成9年度に圃場整備が完了してから28年以上経過していることから、施設の老朽化の改修を図るとともに、引き続き農地の維持管理を行っていく。 水利施設等については、受益者等と連携し、計画的な改修や、補修等を行い管理に努める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
営農組合においては、非農家も含め育成を図っていく。 また、新規就農者の確保や半農半人の農業者の活用も積極的に検討していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、管理作業は原地区営農組合が受託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害が年々拡大している現状であり、鹿柵の維持管理と拡張を進める。
⑦多面的機能直接支払交付金を活用し、取組団体において畦畔の除草、水路の維持・補修を行う。
⑩地域間での交流を図るため、ふれあい農園事業を引き続き行う。